

お問い合わせ先

本パンフレットや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2569）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）

高めよう 地域協働の力！
多面的機能支払交付金



平成31年度 改正のポイント



平成31年4月

農林水産省

加算措置・対象農用地が拡充されます

新規拡充（資源向上支払、広域化・体制強化）

(1) 資源向上支払（共同）の単価について、2つの加算措置が拡充されます。

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援：400円/10a 等

活動組織が多面的機能の増進を図る活動について、

- すでに取り組んでいる組織が前年度までの活動の取組に加え、新たに1取組以上追加する場合、または、
- 新たに取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援：400円/10a 等

- ①の支援を受ける活動組織であって、
- 構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

①に取り組む場合の加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

②に取り組む場合にさらに加算される単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※ ①、②については、農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

(2) 活動組織の広域化・体制強化

これまで、一括して交付していましたが、これからは、最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度交付金を交付します。

◆これまで 【40万円/組織】

◆これから 【最長5年間（当該活動期間中）】 最大で80万円/組織

○広域化・体制強化に係る支援単価（年・組織）

都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または50ha以上200ha未満	3集落以上または1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

- ※ 上記面積は認定農用地面積です。
- ※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。
- ※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は、広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

対象農用地の拡大

資源向上支払（共同・長寿命化）でも、農振農用地以外の農用地*であっても都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地については交付金の算定対象となります。

※ (a) 生産緑地法により定められた生産緑地内に存する農用地や (b) 地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理がはかられている農用地、(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地、など

資源向上支払（長寿命化）の取扱いが見直されます

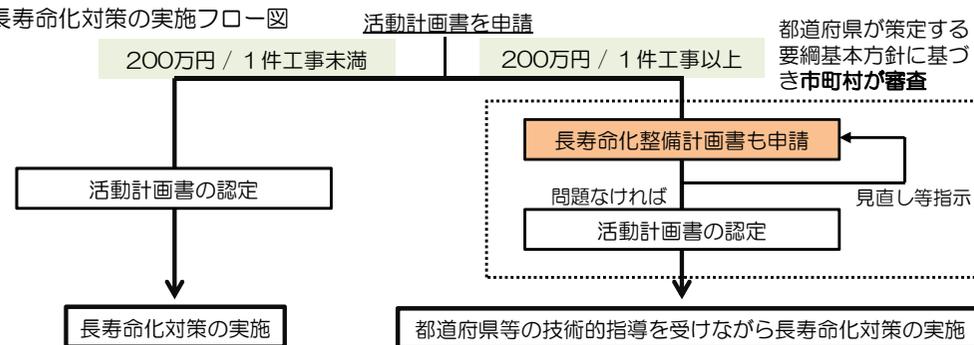
長寿命化にかかる工事1件の上限について

交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

この費用を超える工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定し、活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

○長寿命化対策の実施フロー図



事務が簡素化されます

活動項目や様式の見直し

(1) 活動項目・取組の整理統合

活動項目・取組の整理統合を行い、取組の内容は変えずに**選択する取組数を統合しました。**

◆これまで

◆これから

活動項目	取組	取組
実践活動	水路の草刈り	<7>水路の草刈り
	ポンプ場、調整施設等の草刈り	
	水路の泥上げ	<8>水路の泥上げ
	ポンプ吸水槽等の泥上げ	
	かんがい期前の注油	<9>水路附帯施設の保守管理
	ゲート類等の保守管理	
	遮光施設の適正管理	

7個→3個に統合

活動項目	取組	取組
実践活動	農道	農道、法面の初期補修
		軌道等の運搬施設の維持補修
		破損施設の補修
		きめ細やかな雑草対策
	附帯施設	側溝の目地詰め
		側溝の不同沈下への早期対応
		側溝の裏込材の充填
		破損施設の補修

8個→1個に統合

(2) 申請・報告様式の見直し

文字を大きくし、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、**分かりやすい様式にしました。**

活動記録

◆これまで

複雑なチェックボックスから選択

活動項目、取組を記述

◆これから

①取組番号表から取組に対応する番号を選択 ②活動内容が自動で入力

取組番号（左詰め）	活動内容		
	取組番号	支払区分	活動項目
7 10	7	農地維持	水路
	10	農地維持	農道
			取組
			水路の草刈り
			農道の草刈り

事務が楽になって活動に力を入れられるようになったわ

